

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度の国家公務員給与改定に伴う「平成 28 年度公定価格の改定単価表」が告示
～併せて 1.3%の処遇改善の取り扱いについて示される～…………… 1
- ・子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）第 15 版が掲載…………… 3
- ・厚生労働省「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」
～人材確保の取り組みに資する資料等の掲載のお知らせ～…………… 4

平成 28 年度の国家公務員給与改定に伴う「平成 28 年度公定価格の改定単価表」が告示

～併せて 1.3%の処遇改善の取り扱いについて示される～

平成 29 年 3 月 2 日、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成 29 年内閣府告示第 524 号）が公布されました。

これは、「子ども・子育て会議（第 30 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 33 回）合同会議」（2 月 9 日）において、「平成 28 年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成 28 年度単価表を改定予定。（保育士及び幼稚園教諭等人件費＋1.3%程度）」と示されていたものについて、平成 28 年度公定価格の改定単価表が告示されたものです。

施設型給付の対象事業（保育所、認定こども園（教育標準時間認定）、認定こども園（保育認定）、幼稚園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）について、改定単価表が内閣府ホームページに掲載されています。

「平成 29 年度の公定価格単価表」は、追ってあらためて示される予定です。今回の平成 28 年度国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成 29 年度からの公定価格の設定にあたって、引き継がれます。

※全保協ホームページに掲載中の「平成 28 年度公定価格試算表示システム」は、今般の改定には対応していません。なお、平成 29 年度の公定価格単価表が示され次第、平成 29 年度公定価格に対応するシステムの改修を行う予定です。

また、告示に伴う引き上げ分の追加支給に関して、「引き上げ分の使途」及び「処遇改善等加算の取り扱いについて」、内閣府から都道府県宛に事務連絡「平成 28 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」が、3 月 6 日付で発出されています。

取り扱いの内容は、以下枠内のとおりです。

平成 28 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて【抜粋】

1. 改正の趣旨・内容について

今般の改正は、平成 28 年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定を踏まえ、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、子ども・子育て支援新制度の公定価格における職員の人件費を引き上げたことによるものである（保育士及び幼稚園教諭等人件費+1.3%）。

2. 引上げ分の使途について

各施設においては、1. に記載した引上げの趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を適切に給与に反映すること。

3. 処遇改善等加算の取扱いについて

今回の引上げ分については、今年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成 28 年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること（なお、平成 29 年度においては、原則通り取り扱う予定）。

ただし、処遇改善等加算の増収分のうち、賃金改善要件分に係る増収については、一時金等により職員の人件費の改善に確実に充てていただく必要があるとともに、実績報告書における賃金改善総額に反映すること。

※下線等全保協事務局

【特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第 524 号）】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#seishourei>

子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ

(よくある質問) 第 15 版が掲載

平成 29 年 3 月 8 日付で、「子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ (よくある質問)」第 15 版が、内閣府ホームページに掲載されました。

第 15 版では、幼稚園型の一時預かりに関する新規の内容が多く追加されています。このほか、利用者負担額の代行徴収、広域利用の場合の利用者負担の児童手当からの特別徴収（以下枠内に抜粋）について、新規に掲載されています。

事項	問	答
No.179 強制徴収・代行徴収の根拠について	保育所等の利用者負担額の強制徴収・代行徴収の根拠はどのようになりますか。また、その際、どの市町村が強制徴収・代行徴収を行うのでしょうか。	利用者負担額の強制徴収については、 ・私立保育所は、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項を根拠として、居住地市町村が強制徴収を行うことができます。 また、利用者負担額の代行徴収については、 ・公立保育所、公立・私立幼保連携型認定こども園は、児童福祉法第 56 条第 8 項 ・公立・私立地域型保育事業は、児童福祉法第 56 条第 9 項を根拠として、居住地市町村が代行徴収を行うことができます。 そのため、広域利用のケースなど、保育所等の利用にあたって複数の自治体に関係している場合には、居住地市町村以外の市町村においても上記取扱いが適切に行われるよう調整してください。
No.180 広域利用の場合の利用者負担の児童手当からの特別徴収	住民票がある A 市に住む保護者が B 市の保育園を利用している場合において、当該保護者が保育料を滞納した場合、B 市は A 市が当該保護者に対して支給する児童手当から当該保護者の同意なく保育料を徴収することができるのか。	保育料を保護者の同意なく児童手当から徴収（特別徴収）できる自治体は、B 市（施設所在地市町村）ではなく A 市（児童手当を支給している自治体＝住民票があり居住している市町村）となります。 公立保育所については、未納の保育料のうち、児童福祉法第 56 条第 8 項の規定に基づいて代行徴収する分について、A 市は特別徴収を行うことができます。（B 市の保育園の設置者は、A 市に対して、代行徴収を行うことを請求できます。） 私立保育所については、納期限前の保育料のみが児童手当による特別徴収の対象となっています。未納分の保育料については、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項により、A 市が強制徴収を行うことができます。 なお、特別徴収を実施する否かは、児童手当の支給を行う市町村の判断になります。

【自治体向け FAQ (よくある質問) (第 15 版)】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

厚生労働省「人材不足分野における人材確保の ための雇用管理改善促進事業」

～人材確保の取り組みに資する資料等の掲載のお知らせ～

厚生労働省では、人材不足分野の事業主の人材確保の取り組みを支援するため、「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（モデル調査コース）」が実施されています。

本事業は、雇用管理上の課題を抱えるなどのために人材確保に苦勞をされている事業主のうち、それを解決するためのコンサルティングをご希望される皆様に対して無料でそれを実施し、そのコンサルティングの過程で得られた効果的な人材確保の方策を分析・整理して、それを人材確保のノウハウとして広く普及・啓発していくものであり、平成27年度より看護、保育、運輸の3分野において実施されてきました。

2年間にわたる事業実施の成果が、去る3月7日（火）に「人材確保に効くセミナー」と題したイベントとして紹介されました。

現在、本セミナーの様子（動画）や、コンサルティングを受けて人材確保に取り組んだ事業所の事例と人材確保のノウハウを掲載した資料（「人材確保に『効く』事例集」）について編纂が進められており、本年3月末をめどに厚生労働省の特設ホームページ（※）に掲載される予定です。

このホームページにおいては、既に、事例集に掲載された各事業所の取り組み内容のダイジェスト版の資料（「人材確保のしくみ」、「人材確保の取組一覧」）など、人材確保のための様々な情報が掲載されていますので、ご参考ください。

※ 「働きやすく生産性の高い職場の為のポータルサイト」

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/index.html>